

第 1 問 答案用紙 < 1 > (監 査 論)

問題 1

職業的懐疑心の保持は、正当な注意の一部である。監査基準は重要な虚偽の表示の発見に関する監査人の責任を合理的な範囲で受容することを謳っていることから、監査人に対して、監査のあらゆる局面において、職業的専門家としての懐疑心を保持しながら、正当な注意を払って自己の責務を果たすことを求めている。

問題 2

正当な注意とは、職業的専門家が財務諸表利用者を含む、社会一般から期待されている当然に払うべき注意である。社会的に信頼される監査を行うためには、監査人は、財務諸表のすべての重要な虚偽の表示を看過しないように、監査業務全般について常に正当な注意を払って慎重に監査を行わなければならない。監査人が正当な注意を払わずに財務諸表を監査し、財務諸表の重要な虚偽の表示を看過したとすれば、監査に対する社会の信頼が失われることになる。

このように、「正当な注意」の概念は、監査人としての行動と判断の基本的目安を示したものであるが、裏を返せば、職業監査人としての法的責任を指すものでもある。すなわち、正当な注意を払うことを怠れば、財務諸表利用者の期待を裏切り、監査業務上の過失を犯したものと社会的な制裁を受けるといふ、監査人に対する事実上の「縛り」ともなっている。

第 1 問 答案用紙 < 2 > (監 査 論)

問題 3

方策：一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施する。

実施基準が定める監査行為、報告基準における監査判断の指針、並びに品質管理基準が定める諸手続を遵守することによって、監査の品質が担保され、正当な注意の行使が確保される。

方策：監査調書を作成し、保管する。

監査作業と監査判断の形成過程を記録した監査調書を作成し、監査事務所等の規定に従って所定の場所に保管することにより、監査人が監査の実施及び監査報告書の作成に際して正当な注意を払ったことを対外的に主張できるようになる。

問題 4

職業倫理は会計プロフェッションとしての道義上の行為規範であり、監査基準の土台として位置付けられるものである。監査に対する社会からの信頼は、監査人がその使命や職責を認識し、職業倫理に則って、誠実性、公正性、品位を保持し、正当な注意を払って監査業務を実施してこそ得られるものであり、したがって正当な注意と職業倫理の間には密接不可分の関連性があるといえる。

逆に、両者には必ずしも関連性がなく、別個のものであると考えるとしたときの論拠としては、正当な注意が、監査人の責任が裁判の場で争われた際にその有無の判定や責任範囲を限定する判断基準であるのに対し、職業倫理は、監査業務以外の行為も含む監査人の道義上の行為規範であり、法的責任とは必ずしも直接関係しない。職業倫理は監査基準が定めるいわゆる監査業務に限らず、一般的な信用失墜行為の禁止なども含んで広く定めていることが挙げられる。

第2問 答案用紙<1> (監査論)

問題1

特徴1：固有リスクと統制リスクの結合評価（重要な虚偽表示のリスクの評価）
従来のリスクアプローチでは、固有リスクと統制リスクを個々に評価して発見リスクの水準を決定することとしていたが、固有リスクと統制リスクは実際には複合的な状態で存在することが多く、むしろ両者を分けて評価することにこだわることはリスク評価が形式的になり、発見リスクの水準の的確な判断が出来なくなる恐れがあると考えられたことから、原則として固有リスクと統制リスクを統合した重要な虚偽表示のリスクを評価したうえで、発見リスクの水準を決定することとした。
特徴2：財務諸表全体及び財務諸表項目の2つのレベルでのリスク評価
従来のリスクアプローチでは、監査人が自らの関心を、財務諸表項目に狭めてしまう傾向が見られたことから、広く財務諸表全体における重要な虚偽表示を看過しないための対応が必要と考えられた。そこで、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを、「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の2つのレベルで評価することとした。
特徴3：特別な検討を必要とするリスクへの対応
会計上の見積りや不正の疑いのある取引、関連当事者間で行われる通常ではない取引等の特異な取引等は、監査実施の過程において特別な検討を行う必要があることから、「特別な検討を必要とするリスク」として、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続の実施、及び必要に応じて内部統制の整備状況の調査や運用状況の評価を実施することを求めることとした。

第2問 答案用紙<2> (監査論)

問題2

問1

財務諸表全体
財務諸表項目
強い権限を有している経営者が内部統制を無視、あるいは無力化する
経理部門が脆弱なために誤謬が発生し、財務諸表の虚偽表示が生じる
慢性的な業績不振による企業内外からの圧力に対応した重要な虚偽表示の
取引先の業績悪化で債権の滞留が発生する結果、売掛債権の評価が過大となる
低迷する業績の改善を図る目的で、売上高の早期計上が行われる
仕入高及び棚卸資産
不適切な仕入価格で仕入高が計上される
在庫の滞留や販売価格低下を反映する簿価の切り下げが行われず、棚卸資産が過大になる
特別損失（構造改善費用）
有形固定資産の除却漏れや償却漏れが起こる
リストラに伴う費用が過少計上される

問題2

問2

取引を仮装した架空の売上高が計上されるリスクに対応するため、得意先に対して、期末日を基準日として残高確認（積極的確認）を行うとともに、得意先からの注文書や検収書を閲覧し、取引の実在性を確かめる。
債権の滞留等により売掛債権の評価が過大となるリスクに対しては、上記の残高確認に加え、売掛金の年齢調べや期末日後の入金状況の確認を行って、売掛債権の回収可能性を検討する。
売上高の早期計上が行われるリスクに対しては、期末日近くに計上された売上高を出荷記録と照合するとともに、翌期首の返品や値引きの状況を検証する。